

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

<p>路 線 名</p>	<p>四百六十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡神川町大字二ノ宮字元森六六 三番一地从先から同郡同町大字二ノ宮 字元森六五九番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十二月四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十六年十月三十一 日埼玉県本庄県土整備事 務所長告示第九号で告示 した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長一〇・〇〇メートル</p>